

挨撈

設の外醫療施設の完備（國保病院）其の他

發行所
佐呂間村中佐呂間
佐呂間村役場
發行
佐呂間村長藥時治
編集人
佐呂間村主事福士信二
印刷人
本 伍 郎
印 刷 所
三 眺 社 (鐫刑内)

各般の文化施設の整備
 2 交通網の整理
 ・多年關係住民の待望してやまない通網線
 全通を關係者の御配慮によつて今一步と云
 う段階に達しているので、せめて年内着工
 迄にこぎつけたいものであります。此の外
 湖畔道路の整備、床丹部落基線道路の整備
 村内巡環バス運行等幾多の課題が残されて
 るので之等の解決

3 産業の振興

村民全部が一番關心を持つてゐる問題であつて、昨年より手がけた福羊牧場の充實、富武士船入濶工事の施行繼續は勿論の事、川口地方住民熱望の佐呂間川河口しゅん湛は同地方漁業振興上に重大な關係があるだけに關係者の協力を貰ひて要望に答へたい。以上の外急を要すべきもの枚舉に遑なく、産業の振興は昭和二十六年における重大關心事であつてこれに最善の努力を致したい。以上私の念頭を去らぬ事柄を掲げ氣持を願ひ致します。更に一層の御協力を御村刊報發刊に當り一言申述べて私の御挨拶と致します。

交通安全

運動について

最近交通機關のスピード化に伴つて交通
事故も増大し一瞬の間に生命を失ひ又一生
不具となる悲惨な事例が毎日報道されてお
ります。交通事故の防止は獨り交通機關の
従事者利用者のみだけでは達せられないこ
とでありまして、一般民衆の交通文化に
對する深い認識理解と協力とに俟たなけれ
ばなりません。

かねて遠軽地區交通安全協會遠軽地區警察署遠軽町警察署より左記事項周知徹底方連絡ありましたので切に協力を願います。

一、兒童
(一) 巴斯路
以上で、
をしないこと、安

全な遊び場所のないときは横通りや廣場で遊ぶように

(三)自動車バス等の後にブラ下つたり、繩をつけてスケートするのは最も危険であるからいたづらしないこと

四自動車の直前、直後を横切らないこと
 五運行中の自動車に投石その他のいたづら
 をしないこと

二、一般に
(イ)自動車運行の道路附近に家畜を繋いで自動車運行の邪魔をしないこと

(二)優先通行（道路交通取締法の第一六條に車馬及軌道車相互間の通行）について順序は比の各號の通りです

1 緊急自動車（警察自動車、消防自動車、病院自動車）

3 緊急自動車以外の自動車
4 自動車以外の車馬

車馬は前二所に定めて先順位の自動車軌道車に道路を譲らなければならない。
右のように通行順位があるので確實に實行

(自)積載超過の馬車馬櫓の運行は一般通行の
少い折を選ぶこと(超過連搬は警察署長

の許可を要す）
 ④道路上には一般交通に支しようある物件を放置しないこと

因馬籠牛馬をつなぎ放し路面をふさぎ或は
手綱又は索綱をとらず獨り歩きさせ一般
交通の妨害をしないこと

狗仔馬をつれて自動車交通烈しい道路を通るときは獨り歩きさせず適當な危險防止の措置を講ずること

三、自動車運轉者に
(イ)スタートの際又はバックの際は後方に子供がつかまつたり、人のいないことを確かめてから行ふこと
(ロ)踏切通過の際は必ず一時停止すること
(ハ)夜間自動車の行交す時の減光は必ず實行し除行すること
(ニ)酒氣を帯びて運轉し事故を起した事例が特に多いので注意すること
(ホ)指導標識案内標識はもし損傷を發見した時は速かに關係機關に連絡すること
(ヘ)自動車馬車と行き交すときは必ず減速しつつ馬が驚かないよう注意し安全を保つこと
(ト)運轉者が優先通行で道を譲られた場合は必ず「有がとうの」聲をかけ又は手で感謝の合圖をすること
運轉者のエチケットとして「有難う運動を展開すること」

土木係より

1 昭和二十五年年度町道砂利敷工事の實績は、總延長二七軒、出役延人員三五六人で豫期の成績を挙げました。尙部落毎に道路愛護(保護)組合が設立されておるのでありますが、顯著な成績を挙げている組合は二を数えるのみなので各組合の積極的な協力を御願ひ致します。

2 昨年十一月建築基準法が施行になり、建築物の基準が示されましたが、無届で建築する向が多い様に見受けられるので届出後着工される様願ひします。手續については係に御願ひ下さい。

村報の發行に當り村民生活と不可分の關係にある村財政の概要を報告申上げ更に一層の協力を切望する次第です。

昭和二十五年年度當初豫算は劃期的税制改革期に直面一應暫定的性格でありましたが税制改革の決定によつて一月末豫算總額は三五、七二八、一七七円であります。

歳入の中核をなす村税は一、一七一、一二二円で村民平均一人當り税負担は一、二八円となり前年度より若干の増額であります。これはシャウ勸告によつて、民主國家發展の基本をなす地方自治体に財政的裏付けを施したもので、國税を削減して地方税に重点を置いた措置であり、具課率等も從來の様に各町村の財政實態に即した弾力性はなく、殆ど法的に、こう束されております。然しこの御理解を願ひます。

の税制が國民の業種別に極めて、科学的合理性が期せられつつあるか否かは、相當疑問があり目下中央で論議檢討され明年度より一部変革される模様であります。村税の外歳入の多いもので平衡交付金があります。自治体の活潑な推進の財政的裏付けとして財政需要の絶對額を測定し、これにその課税力の總實額を對比してその差額を國が自治体に交付する制度で税制改革と同時に實施され未だ本村の最終決定額は確定しておりませんが豫算面では七、六三四、三九四円を見込んでをり、本制度は村税と密接な關係にあることを特に御留意いただき度い。

その他歳入については村債が挙げられますが、税及國の交付金を主体として若干の歳入こそあれ、これらの額では義務的支出に入る程度で教育、産業、土木、社會

昭和二十五年年度予算現況について

の諸施設は村債によつて實施し、併せて國道の補助をもつて遂行され、又政府も自治体固有施設に對する長期低利資金貸付の制度を設けたり、獨り本村のみでなく、各町村の財政事情の下大體同様であります。然しなから之等長期の負債は決して喜ばしい問題ではなく、他に格別な財源によつて村民の希望が充足される場合は論外にありません。

次に歳出の經常費を除く重要事業について申し上げます。教育關係では、仁倉、知來、富武士、床丹の各中学校九教室及附帯建物増築で三八一萬円を要しますが、本年度をもつて決して施設の充實を見た譯でなく、一部の学校を除いては、雨も吹雪の入る様な處で教育が續けられ、先生、生徒

共に苦勞をされて居ります。之等の完備には勿論配意してをりますが、他の施設を等閑する事も出来ませんので緩急と財源によつて措置致し度いと存じます。消防費關係中自動車購入で一〇〇萬円を要しましたが、多年の懸案事項であり、一應消防基本施設が完備されました事は喜びにたへません。

土木費は豫算總額の一八%強になつていますが村道の改良を計劃が中央の豫算削減によつて實現困難の爲年度末まで、大巾な削減が豫想されます。主なるもので船入湖工事負擔金として七五萬円の支出を要しますが約六八%が起債によつて充當され將來之が償還には工事完了後を利用する船

舶の利用料によつて、相當額の負擔措置を講ずる豫定です。

産業費の内特殊施設として村營羊場設置に三〇萬程度計上され計劃通り實現を見ております。本施設は綿羊の改良と生産種羊の貸付及委託管理によつて、農民の生産及經濟に福祉をもたらさんとするもので今後更に擴充致し度いと存じます。更に農業技術の改良普及の爲村、農協及改良委員會三者一体となり村費五〇萬程度の支出を要する見込です。

最後に特別會計をもつて實施中の村立病院の計劃については過般駐在員を通じ御報告申上げてありますが、村民幸福の基本をなす健康の維持増進施設を欲し議員に於ても色々論議探討を加へた結果着手した次第ですが、朝鮮動亂の爲食料の急騰によつて五〇〇萬円を必要とする現況であり、計劃を二ヶ年に變更し、明年度内容の完備を致す計画です。本施設によつて運営上多難なしとせざるも醫療法の完全實施を目前にして村民の受ける有形、無形の惠澤決して少なくない確信して居ります。本年度財源は起債一八〇萬円、補助一二〇萬円は確定し他は一般歳入に依存しております。以上歳出の特殊な事業關係について、御報告致しましたが、目下の總体豫算額は對外的施策上の措置もあり、年度末まで相當額の削減を(税を含まない)豫想されますので次回村報で詳細お知らせ致します。

尙款別歳入歳出の現況は左記豫算圖によつて御了。

【文責 船木】

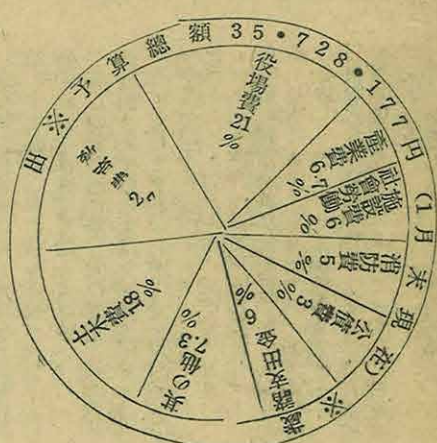
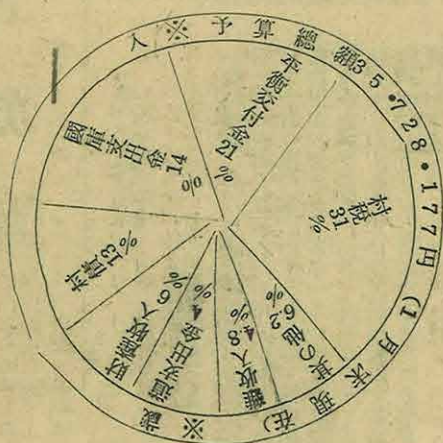
歳出

【單位円】

議會費	五四九、五〇〇
役場費	七、五八二、八五五
警察消防費	一、八二三、七五〇
土木費	六、四四六、五六五
教育費	九、五七四、五四〇
社會勞働施設費	二、一九〇、七八〇
保健衛生費	六二二、六〇〇
産業經濟費	二、四二二、六三〇
財産費	六四〇、六三五
統計費調査	一六五、〇四〇
選舉費	三二九、〇〇〇
公債費	一、二四四、〇〇三
諸支出金	二、二〇四、八〇〇
豫備費	五一、四七九
計	三五、七二八、一七七

歳入

村税	一一、一七一、七二二
平衡交付金	七、六三四、三九四
公營企業財産收入	二、二一四、五二五
使用料及手数料	五七〇、〇〇〇
國庫支出金	五、一四三、四一九
道支出金	一、四六六、七六〇
寄附金	四九〇、〇〇〇
雑收入	一、七二二、五八二
村債	四、九六四、〇〇〇
貸付償還金	一〇、四五八
繰越金	三四〇、三二七
計	三五、七二八、一七七



何れの団体にも、必ずリーダー(指導者)があつて一般会員の先にたつていろいろと団体の運営に力をつくしてはいますが、ともするとそうしたリーダーが、はたからボスと云はれ勝です。そうした場合、ほんとうにいわゆるボスなのか、正しいリーダーなのかの區別はなかなか面倒なものです。

お互人間のやることです。どんなつばな指導者でも、いろいろな立場や考えの人が、だれもかれも満足のいくように、その団体を運営していくことは容易でありません。必ず不平や不満をもつ人ができ、そうした人にボスよばわりされることもあるでしょう。

私達の属するいろいろな団体が眞に民主的に運営されるためには、このボスとリーダーのけじめを正しくつけ、あくまでもボスをしりぞけ、正しいリーダーによつて運営されていくように、お互に氣をつけなければならぬことです。それで左にリーダーとボスの比較を致しましょう。

ボスカリーダーか

団体運営における指導者に

リーダー	ボス
1 いつも善意を以て會員に接する	1 會員を追いまわし權威をふるいたが
2 會員に熱情をわかせる	2 會員に恐怖感をいだかせる
3 われわれ私達と常に復讐的な言葉をつかう	3 俺わたしと常に自己を主張する
4 一しよによく見守つてゐる	4 おしつけがましい態度
5 自ら先にやりあとに人をつける	5 人にやらせる傾向が強く一先にそれをおまへやれと云ふ調子
6 失敗の場合自ら恥じ相手を補つてやる	6 失敗があるとすぐおこるその責任を他に轉化したがる
7 いつも皆に納得いくように努める	7 自分ひとりで納得している
8 笑いがあつたかい	8 その反對
9 常に會員と共にある	9 常に會員の上にある
10 協力的	10 支配的

まだまだありましようが之にあてはめてみて、リーダーのところは○がつくつかうか。それともボスのところに○がつくつかうか。それとなくよく考えてみましょう。

紙上告知板

村税の納税成績

【経理課税務係】

昭和二十五年年度の村税の納税成績は次の通りとなつて居るが、未納税金の徴収にあつたのは吏員總出動により成果を収めたが未だ滞納額は相當にあり舊年度滞納繰越額を合算すれば莫大の数字となるので、之が徴税に際しては村民の事情を考慮して滞納處分の強硬手段を取止め専ら納入を懇請して各戸督促を實施中だが、毎期の徴税令書交付毎に未納者が續出の傾向にあるので近々悪質滞納者にはとどしと差押、公賣等も斷行實施する方針である。

- 法定普通税 調定額四九七万五、八五八円に對し収入成績は七八%
- 村民税 調定額三三三万、四六五円に對し一、二期で八〇%
- 固定資産税 調定額一〇〇万三、一六一円に對し一、二期で六七%
- 自動車税 調定額一三三万、八〇〇円に對し九一%
- 荷車税 調定額一七万九、二〇〇円に對し八九%
- 廣告税 調定額二万五、一二〇円に對し五〇%
- 接客入税 調定額四、〇〇〇円に對し三五%
- 礦産税 調定額二万六、三三三円に對し八四%
- 電気ガス税 調定額六万八、五三九円に對し一〇〇%
- 大税 調定額四万九、二〇〇円に對し八五%
- ミシン税 調定額三万八、一〇〇円に對し七九%
- 舊法による本年度調定額七六万三、六七二円に對し六九%
- 過年度分舊税本年度繰越總計では調定額二二万〇、七八七円に對し二〇%

犬の登録について

【厚生課衛生係】

内地府縣に於ける狂犬の發生増延と放牧な犬の飼育を取締るため昭和二十五年八月二十六日法律第四百七十七號を以て狂犬病豫防法が制定され、本年一月一日よりこの法律の施行を見て、一月一日現在に於て生後九十日以上、畜犬は全部道へ登録する義務が生じたので右に該當する畜犬は全部登録して下さい。

此の登録に依つて登録された犬には北海道畜犬鑑札を交付されるので登録犬と未登録犬が明確にされます。

未登録犬飼育者に對しては狂犬病豫防法第二十七條第二項に依り處罰されますから畜犬飼育者は必ず登録して下さい。

尚この豫防法に基き犬の捕獲人が定められ放飼されている犬は全部捕獲される事になつておりますから未登録犬や放飼犬を出さない様注意を願ひます。

農地開放実績

【農地委員會】

農地委員會が発足して以來の農地の買収賣渡面積は、田四三町歩、畑七二九町歩で農地を買収された地主の戸数は一三二戸であり、賣渡を受けた戸数は二四〇戸である。この他牧野の買収賣渡面積は一七三町歩未墾地の買収面積は一七九町歩であります。

農家二、三男對策實態調査について

【拓殖課農地係】

最近とくに逼迫してきた農家の經濟事情等によつて次第に増加しつつある潜在失業人口の實態と獨立自營の必要に迫られている二、三男の急速且強力な對策を樹立する重要な資料作成のため一月十日一齊に統計調査員の協力を得て農家二、三男對策實態調査を實施致しました。調査對象戸數六八六戸の内將來副業を希望する者は四一〇名、戰後に於て増加した農業従事者は一五五名で、この期間中の耕地の増加面積は僅かに一一町歩で耕地の零細化への移別が見られ、又二十六年度から三十一年度の轉出希望者は五〇六名で、農業を希望する者一九九名でありました。この内開拓を希望する二、三男は七八名、所要面積は六七九町歩を必要することになつてゐます。

主要食糧販賣業の民營移換

【産業課商工係】

既に皆様新聞ラジオ等に依り御諒知の通り、主要食糧の販賣業務は本年二月末を以て、民營の新しい米屋さんに切換され現在迄の食糧配給公團は右期日を以て廢止されます。

此の新しい米屋さんは、毎年皆さんに依り選ばれて業務を行うことになり、本年は既に一月十五日から二十一日迄の一週間に於て登録を實施致し二月十四日付に次の人達が米屋さんと決定され来る三月一日より業務を開始することになりました。尚先般實施の登録に洩れた人、又米屋さんとなる事の出来なかつた人に登録をされた方は来る二月末日迄に資格を得た業者に登録し新しい配給制度に協力する様御知

らせ致します。

登録決定業者名 (順位不同)
中佐呂間市街 多田茂一
同 林 蓀
同 吉野榮次郎
同 農業協同組合本部
同 知來支所
同 仁倉支所
同 下佐呂間支所
同 尾上 章
同 深尾啓一
同 渡辺國次
同 農業協同組合富武士支所
同 上高 武
同 西 傳
同 西 喜作
以上十四名

新しい主要食糧購入通帖交付について

昭和二十五年年度の主要食糧購入通帳は、一月三十一日を以て無効となり、二月一日より昭和二十六年度の新しい主要食糧購入通帳が使用される事になり既に交付致しましたが、次の事項に對し充分御注意下さる様御願ひ致します。

- 一、交付された通帳は紙質が悪いので、大切に使用し、出来れば表紙を付ける様御願ひ致します。
- 二、主食の通帳は原則として、再交付出来ませんから紛失等のない様充分御注意下さい。
- 三、交付された通帳の人員は役場備付の家族臺帳に依り記載したものですから、人員の誤差ある場合は至急御申出下さい。
- 四、通帳の交付は原則として直接皆様の手元に交付するのですが、便宜上一括米屋さんに交付致しましたから、内容については米屋さんから受領、土御覽下さい。

昭和二十五年主要食糧供出成績表

組合別 (12月31日現在)

組合名	麥類供出 割當量	供出數量	成績	米穀類供出 割當量	供出數量	成績	總合割當量	供出量	成績
登美	57,101	59,100	103.5%	26,100	24,800	95.0%	83,201	83,900	100.2%
中西一	54,075	35,600	65.8	39,400	39,500	100.2	93,475	75,100	80.3
中西二	91,844	81,700	88.9	74,100	63,300	85.4	165,944	145,000	87.3
中西三	88,990	73,600	82.7	49,100	64,900	132.1	138,090	138,500	100.2
中西四	49,065	71,500	145.7	56,000	51,200	91.4	105,065	122,700	117.7
中北一	115,529	127,200	110.1	122,950	132,500	107.7	238,479	259,700	108.8
中北二	100,491	120,000	120.0	98,600	111,400	112.9	199,091	231,400	116.2
中北三	123,347	130,000	105.4	110,600	120,200	108.6	233,947	250,200	106.9
中東一	54,721	44,100	81.6	35,500	38,300	107.8	90,221	82,400	92.3
中東二	23,523	41,200	175.3	16,600	21,400	128.9	40,123	62,600	156.0
中東三	40,734	38,000	93.3	26,560	52,200	196.5	67,294	90,200	134.0
中中央	53,105	52,400	98.6	34,260	40,300	117.6	87,365	92,700	106.2
知來一	109,164	103,200	94.5	113,800	133,300	117.1	222,964	236,500	106.0
知來共和	35,113	31,600	90.0	36,400	35,500	97.5	71,513	67,100	93.8
知來二	103,682	111,500	107.6	70,400	73,000	103.6	174,082	184,500	105.9
知來三	190,014	141,500	74.4	188,510	217,400	115.3	378,524	358,900	94.8
知來四	93,093	63,100	67.8	102,800	122,500	119.1	195,893	185,600	95.7
知來五	90,678	87,300	96.3	85,700	82,500	96.3	176,378	169,800	96.2
知來興生	19,662	21,300	108.6	36,700	35,200	95.9	56,362	56,500	100.2
富武士報徳	68,539	48,500	70.8	59,700	68,000	113.9	128,239	116,500	90.8
富武士一	117,433	110,200	93.9	80,800	116,400	144.0	198,233	226,600	114.3
富武士二	88,150	82,000	93.1	89,460	100,200	112.0	177,610	182,200	102.5
富武士三	85,151	94,700	111.2	57,300	102,300	178.5	142,451	197,000	138.2
トカロチ	62,954	70,700	113.4	43,100	50,400	119.1	105,054	121,100	115.2
仁倉北	93,901	80,700	85.9	71,700	70,700	98.6	165,601	151,400	91.4
仁倉西一	97,708	116,800	119.5	84,660	129,600	153.0	182,368	246,400	145.2
仁倉西二	123,089	130,600	106.1	106,800	122,600	114.7	229,889	253,200	110.1
仁倉東	176,688	201,200	113.9	133,100	197,200	158.1	309,788	398,400	128.6
仁倉中央	93,449	90,300	96.6	98,000	127,000	129.5	191,449	217,300	113.5
仁倉南一	77,974	66,300	86.1	49,670	59,300	119.3	127,644	125,600	98.4
仁倉南二	114,416	98,000	85.6	100,100	127,400	127.2	214,516	225,400	105.0
川口南	165,016	161,000	97.5	123,080	175,600	142.6	288,096	336,600	116.8
川口西	136,468	164,000	120.2	107,600	127,700	118.6	244,068	291,700	119.5
川口申合	19,757	26,200	132.9	34,300	52,874	154.1	54,057	79,074	146.2
幌岩一	80,048	70,100	87.1	35,040	57,000	162.6	115,088	127,100	110.4
幌岩二	94,243	134,059	142.2	99,100	125,781	126.9	193,343	259,840	134.3
幌岩東	37,331	27,763	74.2	39,400	51,300	130.3	76,731	79,063	103.0
一般		79,000		16,010	67,222		16,010	146,222	
計	3,226,246	3,286,022	102%	2,752,000	3,387,977	123.1%	5,978,246	6,673,999	111.6%

備考 中西第三には中西豊里を合併してあります。

私達の生活を守る法律常識

(一)

文責 福 士

私共人間はチルチルやミチルのように、幸福の青い鳥を求めて、毎日の生活をつづけております。然しながら青い鳥はなかなか手に入ることができず、現実の生活はいつまでたつても楽にはなりません。

私共の望む「青い鳥」というのは、誰でも健康で文化的な生活の保障されている社会、その日のパンに困ることのない社会、子供がすくすく育つ社会、病気に適切な医療が與えられる社会であります。こういう社会、明るく朗らかな社会を設計し、實現することは決して不可能ではありません。既にイギリス、アメリカ、その他ではそういう制度が確立され、あ心して生活できる社会になっております。

わが國でも此の社会保障制度の樹立は速急を要すると考えられまして、社会保障制度審議會が立案計画し近く國會に提案される運びとなっております。

然しながら此の制度の樹立は、國民ひとりひとり之を理解し、之を望むというぐあいに國民全部の熱願が結晶して、初めてできるものであつて、單に役人や政治家にまかせておいてもよいものではありません。そこで一人でも多くの方に理解して頂くために茲にそのあらましを記して置きます。

問 この頃より社会保障という言葉が聞かれますが、社会保障というのとは一体どんなものですか。

答 新日本建設の礎として、又目標として昭和二十三年五月から實施された新憲法は、わが國の清らかなる規定を有して居りますが、生存権を有することを宣言した重要な規定であります。即ちこの規定によつて日本の

國民は健康で、文化的な最低限度の生活を営む權利を有する事になつたのであります。ところが、この國民の生きる權利、生活する權利もただ憲法に規定されただけでは画いた餅と同様に意味のない事になります。から、國民としては、この規定をよりどころとして本當に人々が食つて行ける様な仕組みを作つて行かなければならないわけです。

そして社会保障という制度はこの憲法第二十五條を裏付けて、日本の國民が生きて行く文化的な生活を営んで行く權利を保障するものなのです。

問 私共國民が誰でも生きて行ける様に國として社會として保障して頂けるといふことは、本當に嬉しい話ですが、そんな夢の様な仕組を既にこさえている國が、この世の中にあるのでしょうか。

答 あります。ともアメリカ、イギリス、ソ連等の大國を始めニュージーランド、デンマルク、スエーデン等は何れもこの社會保障制度をやつて居ります。米英ソの三大國の社會保障について見ますと、それぞれ國情の異なるに従つてその制度の性格も大分異つて居る事は事實でありまして、ソ連のそれは共產主義社會に於いてのみ實行可能な社會保障であり、アメリカのそれは富有な自由主義經濟を前提とした社會保障であり、イギリスのそれは戦争の打撃によつて窮乏の國民經濟を土臺とした社會保障であります。即ちそれぞれ國情に應じた制度によつて、國民の生活を保障して居ります。

問 私共日本國民として、この社會保障制度を實現したいと思ひますが、どこの國の制度が一番参考となるでしょうか。

答 そうですね、ソ連の制度は日本が共產主義の國家機構をとらない限り、参考になりません。アメリカはあり余る富による施療施設、慈善病院等の充實を見ても居る國です。から、その社會保障制度を真似たのでは我が國情に合いません。から結局、イギリスの社會保障制度が一番研究して見る必要があると思ひます。

問 それではその英國の社會保障制度の概要を御話して下さいませんか。

答 今や世界大戦の勃發後間もなく、時の英國のチャーチル閣内閣は戦後の復興問題の調査立案の責任を閣僚の一員たる、グリニウツに委したものであります。そのグリニウツは戦後の問題の一つとして國民生活の保しよの問題の研究のため、ビザテリッヂを委員長とする社會保障制度調査會を昭和十六年一九四一年に作つたのであります。その報告書が英國議會に提出されたのは、昭和十七年一九四二年十一月でありまして、このビザテリッヂ案を基礎として成立した所の社會保障制度は、昭和二十一年一九四五年の家族手当法、昭和二十一年一九四六年の國民保險法及國民健康施設法、この三制度からなつて居ります。問 そうするとその社會保障制度を實現して居る根本精神は何ですか。

答 第一の精神は制度の統一であります。英國では一六〇〇年代からの救貧法、一八七七年の労働者補償法、一九〇八年の老令年金法、一九一二年の疾病保險及失業保險一九二五年の老年寡婦、孤兒保險法等によつて國民生活の保しよという事は行われて居るものであるが、それらの制度は互に重複があつたり、開頭があつたりする上複雑であつて國民としてはその手續の煩雜に悩まされて居た次第であります。戦争による大變革を余儀なくされて居る今このそ、之らの制度を地ならししてその統一制度を樹立すべきであるというのであります。第二の基本精神はこの生活の窮乏に對する社會保障制度は、他の社會政策の部門、例へば病氣に對する保健政策、無知に對する教育政策、或いは住宅政策、完全雇傭政策と歩調をそろえて推進して行くべきであるというのであります。

問 それではその精神に基いて樹立される具體的制度的骨子は、何ものですか。

答 いま申し上げた様な精神に基いて、一九四六年に成立した社會保障制度は、社會保險と社會扶助の二制度から成つて居ります。社會扶助制度は我が國の生活保護法と同様に一定水準以下に墮落した人々の生活に對し扶助を與へるものであり、又社會保險は疾病、傷害、老年、痲疾、遺族失業等の事故に對して生活の保しよを與へるものであつて社會保障制度の中核体であります。

問 ではその社會保障制度の中心となる社會保險制度はどういうふうな運営されるのですか。

答 社會保障制度の中核体となる新社會保險制度は從來の社會保險部門を一本に統合したものであつて、次の様な原則に従つて運用されるのであります。第一はこの保險によつて與えられる生活手当は何人にも對しても同一です。即ちこの制度は國民の如何の最低を守るものであるから從來の收入の如何を問はず何人にも對しても同一である事が當然であるというのです。第二は保險料は何人でも同一です。英國の國民はその權利はその義務を果す事によつて得る事をたて前としますから同一の手當を受ける權利に對しては同一の保險料を支拂うべきであるというのです。第三は保險料の統一です。又第四はその保險料は手當の額に對する期間に於ては、人の生活を保しよするものでない限り、人の生活をうづめるのです。第五は社會保險の保しよは國民に對して生れてから死ぬ迄のすべての危険を包摂するものである。第六は、最後は第六者、老人、兒童の六階級に別けて各々適切な保護を與えよというのであります。

問 英國ではそんな理想的な社會保障制度が既に實施を見て居るのですか。

答 一昨年法律が制定された當時は、一昨年(一九四九年)の七月から實施されております。此の時色をあけると、社會保障制度の一部分をなす國民醫療施設法によると疾病に對する醫療は必要にして充分な限度において全國民に對し、無料で行われその醫務員は保險資金から醫師に對して支拂われる事になつて居ります。從つて英國に於いては自由主義國家として考へられる最も、社會保障制度の實現を見て居るのであります。(以下次號)

人口動態統計表

【昭和二十五年】

區分	月別		計	合計
	男	女		
出生	一七二二四一八一七二三三三三二二六二二二一五	二三二七二三三二四一〇一一四一九八二三二一七五	三九〇	
死男	四二二四	四六	六七	
死女	五四二一三三	五二二二三三		
亡	五	三		
死男	一	一		
死女	一	一		
產女	一	一	一〇	
婚姻	九二一五五六四四五五六七三	七三	七三	
離婚	一一	一	四	四

備考
(一)出生對死亡による自然増加 三三三人

村內小、中學校教員數及兒童生徒數調

校區		學級		教職		兒童數		計
名	數	男	女	男	女	男	女	
中佐呂間	三	二六九	二九	二五九	五九	二五九	五九	二五九
浪速	一	二〇	九	一九	二〇	一九	二〇	二〇
下佐呂間	三	一〇	二	八	二	八	二	二八
床丹	二	一〇	二	八	二	八	二	二八
知來	二	一〇	二	八	二	八	二	二八
仁倉	二	一〇	二	八	二	八	二	二八
富武士	二	一〇	二	八	二	八	二	二八
計	△	四	二五	三五	六六	三五	六六	六六

廳内の動
二月

	月日	摘要
二、一	上佐呂間國保診療所開所式に村長	有川主事參列
二、二	管内助役會議に船木助役出席	管內助役會議に船木助役出席
二、三	主事稻邊幸十君會議出席のため相田	健康保險病院建築工事打合、役場
二、五	委員室	委員長
二、六	課長助役有川福士佐藤の各	課長助役有川福士佐藤の各
二、七	出席のため有川主事手帳町に	第二回百日咳の預防接種實
二、八	民生委員協議（委員室）午前十	時より
二、九	村内校長會議（議員控室）午前十	時より
二、一〇	應内事務研究會午後一時より	農工技師協同會出席のため瀧澤
二、一一	援手速輕町に	牧野改良工事打合會出席
二、一二	衛生連協技術師網走市に	衛生連協技術師網走市に
二、一三	助役盛主小野書記美咲町に	社會事務研究會出席のため
二、一四	民事部主催教育關係者會議出席のた	め福士主事遠輕町に
二、一五	和出席のため有川主事網走市に	會出席のため有川主事網走市に
二、一六	務協議會（網走市議會）富大登録實施	諸團體調查並覺書該當者監査事
二、一七	第三回定例村民スキー大會	昭和三十二年度教員養成所の設
二、一八	置と學生募集協議會（網走市）町村長會議（留辺藥町）	置と學生募集協議會（網走市）町村長會議（留辺藥町）

成人祭出席余錄

一、浪速の巻
一月一日午前十時より成人祭を開催する

から参席してはしいと連絡があつた時にい
いささかである。然、特殊な部落事情もあ
らうと應内の新年交禮會を失禮して出か
けたが、バスにおくられるや、それに加へ
て横なぐりの雨も雪まじりの風に幾度か足
をすくわれながら、漸く浪速校にたどりつ
いた。定刻におくられ、二、三人より集
しおひざ元の人達はほんの二、三人より
ついてない、ほつとした氣持の内、何と
なく物足らなさを感じたのは筆者の我ま
な氣持だろうか。ともあれ午後一時より型
の如く成人祭が行われた。成人該當者七名
朴訥の中にも慈味溢れる矢野氏の挨拶、自
分の子をさとすやうな、温味のある吉永校
長の祝辭、成人代表者の答辭等があるつて、
本日此の集いのねらいである部落民と青年
の意見交換會に移つた。部落側は婦人も交
えて三十余名青年側十五名司會には吉永永
校長が當り、和やかな中にも眞剣な意見の
開陳が行われた。特に課題の中心となつた
ものをあげる。

(一)青年團と部落との連絡提携について
(二)青年團の共同耕作について
(三)農村婦人の開放について

(一)の課題は開拓地の青年團として運営面
には經濟上の制約もあり、昨年新發足したた
りばかりの團だけに凡ゆるに於て部落側の
理解ある協力を望むのは當然であらう、部
落側も之を素直に認め、双方の役員が未々
の會合に向直して連絡を密にして青年團の
育成に協力を約した。

(二)の問題は團費の造成と團員の研究意欲
の醸成とをねらつたものであらうが、耕作
地の提供についても部落側の意見を求めた
が、山田氏其他、青年産業總動員運動に
活躍したこのある人達は口を揃えて過去
の一反歩耕作の方法を取入れ、團員各自が
限られた一反歩のなかで農業經營をするつ
もりで、計画的に行へと強調し、青年團の
産業活動により暗示を與えてくれた。

(三)の問題は女子部長さんが農村婦人に暇
を與えよと意見述べられ、進歩、保存の社
會相そのままに活潑な討論が展開された。
三、廿、辻木兩夫人も男性の無理解を強く指
摘、となく脱線した此の種討論も余り横
道にそれず、男性側も一應之を認め、漸進
的なながら協力しようとは、お正月の故では

十頁下段へ續く……

佐呂間村役場機構一覽

(26.2.1 現在)

村長 助役
榮時治 船木長一郎

牧人役
土田 正

總務課

課長 有川 一義

庶務係 主任 幸松 良茂 佐藤 勝美

戸籍係 主任 中村 一雄 本多 八尾

消防係 主任 (課長兼務) 一 (衛生主任兼務)

經理課

課長 兼 總務課 務長

稅務係 主任 佐藤 富男
吉大 越福 川倉 西智 田義 富仙 吉史 旭勝 治

財務係 主任 仲川 卓美 八田 惠子

厚生課

課長 福士 信二

教育係 主任 (課長兼務) 小野 公啓

社會係 主任 實盛 雅夫

衛生課 主任 柳部 幸次郎 宮本 喜美江 (伊健婦)

拓殖課

課長 佐藤 初太郎

拓殖係 主任 (課長兼務) 大橋 道生

農地係 主任 (課長兼務) 鈴木 智子

土木係 主任 (課長兼務) 大場 弘

農産係 主任 (課長兼務) 佐藤 逸

水産係 主任 (課長兼務) (商工係兼務)

畜産係 主任 木下 元二 瀧澤 勇一

統計係 主任 (畜産主任兼務) 田町 幸雄

商工係 主任 (課長兼務) 相澤 武

下佐呂間出張所 主任 岩上 末英 川崎 謹一 孝子

編集後記

「一般大衆の納得のいく政治、之が民主政治の基本であることは異論のない處でありまして、特に住民と最も血のつながりの濃い村政に於ては、此の前提の下にすべてが行はねばなりません。納得してもらう方法はいろいろありますが、此の一方策として村弘報を發行致しました譯です。此の編集に當つては、

1、讀みづらくないように
2、編集が一方的にならないように
3、新聞と弘報とのけじめがつかなくならないように
充分氣をつけましたが、何せ不馴なために意圖に反した面のあることをおわび致します。

次號からは、村民各位の、村政に對する「建設の聲」と言うような点も取入れ、村政について皆様に納得していただくための弘報としての使命を果したいと存じます。皆様の叱正を切に願つております。

明るい社會

建設のために

未成年者 伸びる若さを柳草が阻む
喫煙防止

良書 良い子、良い木、良い社會

青年 明るい青年伸びゆく郷土

國旗 掲揚 名の丸の旗の波から平和な日本